◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２２０号(H25. 10. 25)◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝６件（１０月１８日～１０月２４日分）
（１）乗合バスの車内事故１
（２）乗合バスの車内事故２
（３）タクシーがガードレールに衝突した事故
（４）タクシーが歩行者を轢いた事故
（５）トラックの酒気帯び運転による事故１
（６）トラックの酒気帯び運転による事故２
２．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
３．事業用自動車の運転者の健康状態の確認等安全管理の徹底について
４．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
５．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
６．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
７．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
８．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！
９．平成２５年度事故防止対策支援推進事業を実施します！

◇◇◇

く乗合バスが乗客５名を乗せて運行中、バス停にて乗客を降車させて発車後、乗客（女性、８５歳）が転倒した。
この事故により、当該乗客が腰部圧迫骨折の重傷を負った。
事故当時、当該乗客は座席を移動しようと立ち上がったところ、バランスを崩し転倒した模様。

（３）タクシーがガードレールに衝突した事故
１０月１８日（金）午後２時３５分頃、沖縄県の沖縄自動車道において、同県に営業所を置くタクシーが乗客３名を乗せて運行中、道路左側のガードレールに衝突し、横転した。
この事故により、当該タクシーの運転者及び乗客１名の２名が死亡、乗客２名が重傷を負った。
事故当時、当該タクシーは、料金所手前のガードレールに衝突した反動で駐車場入口のガードレールに再衝突・突破し、横転した模様。

（４）タクシーが歩行者を轢いた事故
１０月２２日（火）午前４時５０分頃、長崎県において、同県に営業所を置くタクシーが空車で走行中、道路上に座っていた歩行者を撥ねた。
この事故により、当該歩行者が死亡した。
事故現場は、街灯も少なく小雨が降っており薄暗い状況で、事故当時、当該タクシーは片側２車線の第１通行帯をヘッドライトを下向きで走行中、道路上に座っていた人に気付き、ブレーキを掛けるも間に合わず撥ねた模様。

（５）トラックの酒気帯び運転による事故１
１０月９日（水）午後６時２０分頃、奈良県の西名阪自動車道のパーキングにおいて、愛知県に営業所を置く大型トレーラが駐車しようとしたところ、近くに駐車していたトラックに衝突した。
この事故による負傷者はいない。
事故当時、当該トレーラの運転者の酒気帯び状態をアルコール検知器にて確認したところ、呼気１リットル中０．３８ミリグラムのアルコールが検知され、当該運転者は道路交通法違反（酒気帯び運転）で逮捕された模様。

（６）トラックの酒気帯び運転による事故２
１０月２０日（日）午前４時５５分頃、山口県において、岡山県に営業所を置くトラックが走行中、建物に衝突した。
この事故により、当該トラックの運転者が足と頭に軽傷を負った。
事故現場は、信号機のある三叉路を当該トラックが直進し衝突した模様で、事故当時、当該トラックの運転者の酒気帯び状態をアルコール検知器で確認したところ、呼気１リットル中０．１５ミリグラム以上のアルコールが検知された模様。

◇◇◇

なったと考えられています。

さらに、原因等について調査中ですが、同日、栃木県那須塩原市の東北自動車道において、高速ツアーバスが前方を走行していた車載トレーラに追突し、運転者１名が死亡、交替運転者１名及び乗客１４名が負傷する事故が発生しています。

これらの事故の詳細は調査中ではあるものの、現在、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を推進していることも踏まえ、特に下記の事項について改めて徹底を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしくお願い致します。

記

１．点呼の際、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態の確認を徹底するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図ること。

また、運転者が乗務中に体調に異変を感じた場合には、速やかに運行管理者へ連絡して指示を仰ぐべきことを徹底するとともにそのための連絡体制を確立しておくこと。

２．労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）に基づく健康診断を受診させ、また、当該健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合には、医師の診察を受けさせるなど運転者に対して適切な指導を行うこと。

３．平成２２年７月に国土交通省が策定した「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」等を活用し、日頃から運転者の健康状態の把握に努めるとともに、運転者に対し、疾病が交通事故の要因となるおそれがあることについて、事例を説明すること等により理解させ、また、健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させること。

４．平成１９年６月に国土交通省が策定した「『睡眠時無呼吸症候群』に注意しましょう！」等を活用し、睡眠時無呼吸症候群（ＳＡＳ）の早期発見・治療の重要性について理解を深めるとともに、スクリーニング検査の受診及び適切な治療の促進を図ること。

５．その他、関係法令を遵守するなど、安全管理の徹底を図ること。

◇◇

【３．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について】

平成２４年４月２９日に発生した関越道高速ツアーバス事故を受けて、国土交通省自動車局では、以下の各検討会を設置し、学識経験者等のご意見を踏まえながら対策の検討を進めて参りました。

今般、各検討会の検討結果を踏まえ、今後２年間にわたり、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を実施することとし、平成２５年４月２日に公表しましたのでお知らせ致します。

（各検討会）

・「バス事業のあり方検討会」

・「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」

・「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」

・「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」

→　http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002069.html

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【５．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について】

平成２５年３月２６日（火）に開催された「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」の結果を踏まえ、交替運転者の配置基準に関し、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部を改正しましたのでお知らせします。

→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000134.html

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

【６．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！】

平成２５年４月に策定された「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」に基づき、従来２００両以上のバス車両を有する事業者のみに義務付けられていた安全管理規程の届出等が、平成２５年１０月１日から、全ての貸切バス事業者及び貸切委託運行の許可を受けた乗合バス事業者にも義務付けられました。

今般の制度改正により新たに義務付け対象となった事業者は、平成２６年１０月６日までに、安全管理規程及び安全統括管理者選任の届出を、主たる事務所を管轄する運輸支局（輸送担当）に提出する必要があります。

安全管理規程の例や届出様式など、詳しくは国土交通省のホームページをご覧下さい（各地方運輸局等のホームページにも掲載しています。）。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000023.html

◇◇◇

導及び監督の実施マニュアル

・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル

・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル

・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル

・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書

・H20年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル

・H19年6月：ＳＡＳ対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」

◇◇◇

＊このメルマガについてのご意見は、＜　jiko-antai@mlit.go.jp　＞までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html　）

【参考】

＊自動車局ホームページ

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）

・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆